

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

江差町地場産業活性化による雇用創造計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道檜山郡江差町

### 3 地域再生計画の区域

北海道檜山郡江差町の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### (1) 江差町の現状

##### ①江差町の地勢

当町は北海道の南西部・渡島半島の西海岸に位置し、西は奥尻島を望む日本海に面しており、総面積は 109.57K m<sup>2</sup>（東西 10km、南北に 17km）、厚沢部川を境に町村界が深く湾曲して入り込んでおり B 型の地形をなしている。南部は丘陵が海岸線まで迫り集落や市街地が形成されており、北部は厚沢部川流域に水田が開けており、当町農業の中心をなしている。町域の 70%を林野が占めており、市街地は、古くは鷗島を中心とした海岸から発達し、現在は背後地の丘陵地帯を中心に下町と上町の 2 階建て形状の街並みが形成されている。

##### ②産業構造

産業別就業者数の推移では、平成 17 年度国勢調査によれば、1 次産業が 8.7%で 400 人、2 次産業の占める割合が、18.8%で 800 人である。うち建設業が 614 人と 2 次産業のうち建設業従事者が約 8 割を占めている状況である。公共事業依存型の産業構造であり、近年の地方財政の悪化による公共事業費抑制の影響を受け、建設業を含め地域経済は非常に厳しい状況である。

江差町においては農業・漁業が基幹産業となっているが、漁業にあっては回遊魚であるスケソウダラの延縄漁・イカ漁・紅ズワイガニなどが主な水揚げ魚種であり、好・不漁が町の経済活動にも大きな影響を及ぼす状況にある。資源の枯渇も懸念され、安定した漁業振興のため育てる漁業への取組や、多品種少量魚種への付加価値の向上対策等が課題となっている。

また、農業にあっては、米や馬鈴薯など良質の農作物生産がされているが、

出荷先が農協中心となるため収穫調整や収穫後倉庫などで出荷調整などを伴い、大きな価格変動、保管・管理のリスクも負う状況にある。近年は、高設イチゴ栽培や、グリーンアスパラガス、ブロッコリー栽培等、商品作物に対する取組も実施されており、安定した出荷体制の整備やブランド化に対する取組や、安定した収入確保に向けた対策が求められている。

### ③人口減少

町内には中小約465件の事業所があるが、主に小規模企業であり、安定した雇用の場にならず、高校・大学卒業後は地元就職の場がないことから人口流出に歯止めがかからない状況にあり、安定した雇用の場の確保が最重要課題となっている。

### ④少子高齢化

江差町における、現在の高齢化率は27.2%となり、平成13年度からスタートした「第4次江差町総合計画」の最終年度である平成22年度の予測値22.8%を大きく上回り、急激に進行する超高齢社会対策に的確な対応が求められる。

## (2) 計画の目標

地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）および地域雇用創造実現事業による雇用創出 60名（うち地域雇用創造実現事業による雇用創出3名）

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

地元農水産物を活用した新商品を開発（もったいないブランド化を含む）及び販路開拓・拡大することで、地域における農漁業、商業、観光業の活性化を促し雇用創出の拡大を図る。

#### 【地域重点分野】

- ① 農業・水産業分野（農業・水産生産高付加価値化）
- ② 地域産業振興分野（食料加工品等特産品開発）
- ③ 商業振興分野（中心市街地活性化・空き店舗対策・インターネット販売）
- ④ 観光振興分野（体験型観光業・ホテル等宿泊業）

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 支援措置を受けて行う取組み

#### (1) 地域雇用創造推進事業【B0902】

##### ①事業の実施主体

江差町地域雇用創造協議会

##### ②事業内容

###### I 雇用拡大メニュー

- ・創業・新事業展開セミナー（食品加工販売、飲食店経営、特産品開発予定者等）

事業内容：

新分野進出を検討している建設業者や、既存の事業から新分野への事業展開や、新たな創業を目指す事業者等に対し、コミュニティビジネスの実践者や中小企業診断士、経営コンサルタント等の専門家による、商品販売戦略など、マーケティングに関する講座の実施など、事業拡充に資するセミナーを開催し研修事業を実施する。

- ・農商工連携のための「経営力」強化事業

事業内容：

農業者、漁業者等の生産者及び事業者の経営ノウハウ・知識の習得を目指し、戦略的に連携に取り組める人材の育成を図り、地域ブランドの育成や管理の徹底、地域内の農業者、商工業者のネットワーク育成を推進する。

具体的には、有機栽培に関する技術セミナー、農産物の雪氷保存技術の研究、漬物等発酵食品開発技術の習得等を実施し、農商工連携による雇用拡大を図る。

###### II 人材育成メニュー

- ・食品加工技術者養成セミナー（食品衛生管理等）

事業内容：

食品加工技術者養成および食品衛生管理等の基本的な仕組みづくりの習得を目的にしたセミナーを開催し、人材の育成を通じた就職の促進を図る。

- ・商品販売のための営業力向上セミナー

事業内容：

地場産品を活用した商品を「売れる商品」として差別化し、付加価値

のつけ方や特産品販売の「商品ストーリー」のつくり方や、営業・販売力の強化を目的にしたセミナーを開催し、人材の育成を通じた就職の促進を図る。

・インターネット活用型商品販売力養成セミナー

事業内容：

地場産品を活用したビジネスモデル確立のため、①これから新たにインターネットショップを開設するにあたり必要な知識を付与する基礎的研修と、②顧客やチームメンバーとのコミュニケーション能力の習得のための講習を実施し、高度な人材の育成することで就職の促進を図る。

・観光・サービス業基礎力向上セミナー

事業内容：

地場産品の普及、観光客や宿泊客の増客施策を推進し、関連産業が求める人材を育成することによって、地域求職者等の就職機会を増大させるため、地場産品・観光関連産業等に就職を目指している地域求職者等を対象に、販売の促進、接客接遇の向上、語学知識の向上を目的にしたセミナーを開催し、人材の育成を通じた就職の促進を図る。

・ワンポイント・スキルアップセミナー

求職者等を対象に、自己分析、応募書類作成方法、模擬面接、ビジネスマナー及びワード・エクセルなどの基本的な使用方法や接遇挨拶等コミュニケーションスキル、基本的な専門用語の修得、成功・失敗事例等のワンポイントアドバイスを実施。

### Ⅲ 就職促進メニュー

・地域求職者への情報提供・相談事業

事業内容：企業情報収集・職業相談

地元精通した協議会事業推進員が地域内企業等を丹念に巡回するとともに、協議会構成員のネットワークを活用して、地域内企業等における潜在的な求人情報の把握及び求人に向けた働きかけを行う。得られた情報を事業推進員による就職相談に活用するとともに、図書館公共職業安定所江差出張所に迅速に提供して、地域における雇用機会を創出する。

地域の求職者を対象に事業推進員による相談を通じて自己の適正

や興味などを再確認するとともに、就職に向けた意識改革を図る機会を提供する。

求職者に対しては函館公共職業安定所江差出張所への登録を助言するとともに、函館公共職業安定所江差出張所の求人情報を掲示するなど、函館公共職業安定所江差出張所との密接な連携を通じて効果的な雇用機会の提供に努める。

## (2) 地域雇用創造実現事業【B0905】

### ① 事業の実施主体

江差町地域雇用創造協議会

### ② 事業内容

#### I 特産品開発・販路開拓事業

- ・ 地元の郷土料理、伝統的料理、地場の食材の活用について、更なる普及宣伝活動を推進するため「特産品開発販路開拓員」により、高齢者や、文献等にあたり、郷土伝統料理のレシピの復元や新たなレシピの作成し、販路拡大、地域の活性化に寄与する。
- ・ 地場の産品を活用した特産品の開発として、江差町で進めている振興作物の「グリーンアスパラ・高設イチゴ等」を活用した、オリジナルなご当地メニューの作成に向けて、食品開発の技術を活用し、江差スイーツ開発や、新たな発酵食品や、観光客向けの新メニュー等の開発を実施する。
- ・ 水産物の加工については、魚練り系（ホッケのカマボコ等）の新商品開発や、販路拡大を図る。
- ・ 特産品開発と同時に、販路拡大事業を合わせて実施し、周知宣伝活動や、顧客の反応を商品づくりにフィードバックさせるため、積極的に物産展への出展についても取り組み、また、マスコミやインターネット等を活用し、販売チャンネルの拡大につとめ、売れる商品づくりを推進し、販路拡大のノウハウを蓄積する。

#### II 江差マルシェ事業

- ・ 商店街の活性化対策として、①「特産品開発・販路開拓事業」によって開発された地域資源活用型の試作品について、アンテナショップとして空き店舗を活用し試作品の試食会を開催し、商品の人気、売れるかどうかのアンケート調査等を実施する。
- ・ アンテナショップへの出展者の募集と新規出店者の開拓を実施し、さ

さまざまな業種からの出展を促進し、賑わいを再生させる。

- ・ 地場の産品の直販所の取組みを「江差マルシェ事業」として実施し、農家や漁師が市場に出回らない「規格外品」や「多品種少量魚種」を地元で直接販売できる仕組みづくりとして、空き店舗を活用しながら賑わいを再生させ、「もったいないブランド」としての定着化を図る。
- ・ 直販所の運営にあたり、売れ筋商品のアドバイスを実施し、生産品、商品等の販売状況等について、データ管理し、生産者等との連携を図る。
- ・ 「食の観光」の取組みを強化し、「江差マルシェ事業」の積極的な展開により、交流人口を増やし、商店街の賑わいを再生させ、地域経済の活性化を図る。
- ・ 江差町内の食品関係の連携を強化し、既存のイベントとの連携や、新たな展開を推進するため、業種の垣根を越えた活動を推進するため、地元の事業者の連携を「江差マルシェ事業」の推進を通して、連携事業につなげるようにする。

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組み

#### (1) 江差町独自の取組み

##### ① 農業振興に対する取組み

##### I 施設園芸作物支援事業

(高設イチゴ栽培・グリーンアスパラ栽培、花卉栽培)

##### ・ 事業内容：

ハウス栽培の高設イチゴ栽培・グリーンアスパラ栽培、花卉栽培している農家に対し、水道料の1/2相当分を助成するもの。

##### ・ 実施主体：江差町

##### ・ 事業規模：補助対象事業者 10件 補助金額 753千円

##### ・ 成果：

主力品種「夏実」(イチゴ種別名)のH17~20の平均反収が約2,100kgに対し、栽培手法・施設改修・水の変更をし、更に栽培に適した気候であったことも幸いし、反収が約1.4倍の2,900kgに増加。

##### ・ 今後の見込み：

作物の種類によっては、原水成分(地下水や用水、河川等)が栽培に適さない、3~4月期ハウス栽培に必要な水が確保できない(用水の通水期は5月)などが上水道を使用する主たる事由である。今後とも継続し、支援していく方針である。

## II 振興作物技術向上支援事業（平成21～23年度）

### ・事業内容：

町の振興作物を主たる営農作物としている新規就農者の栽培技術や経営手法等の向上を図るため、指導者への報酬や施設改良経費等の支援を実施。

### ・実施主体：江差町担い手育成協議会

### ・事業規模：4,000千円/年間

### ・成果：

平成21年度より平成17年に高設イチゴで就農した就農者を指導者として、高設イチゴでの栽培技術の向上及び後継者の育成を実施中。

### ・今後の見込み：

平成23年度を目途に既存品種の栽培技術の向上及び後継の育成。夏秋採り品種「夏実」に替わる新品种「すずあかね」の栽培技術確立。

## ②水産業振興に対する取組み

### I 磯根資源再生事業（マナマコ栽培漁業研究事業）

### ・事業内容：

資源保護増殖を図るべく、人工種苗放流による栽培漁業の可能性を検討するため、簡易ナマコ人工種苗生産試験、及び人工種苗放流試験を行なっている。

### ・実施主体：ひやま漁業協同組合 江差ナマコ資源増殖協議会

### ・事業規模：

3,248千円（年間） 受益経営体数 100戸

生産期待量 ナマコ種苗 100千尾

### ・成果：

#### 簡易ナマコ人工種苗生産試験

平成19年度は、港内簡易採苗育成施設(生簀)1基(採苗器:カキ殻)で約1万尾のマナマコ人工種苗を生産でき、平成20年度は、簡易採苗育成施設(イカダ)を1基増やし採苗器をカキ殻に加えタマネギ袋を用い試験採苗を行なっており、21年5月現在約3万7千尾が確保できている。平成21年度は、育成規模を拡大(イカダ2基を増設)し、簡易手法によるナマコ人工種苗量産(100千尾の稚ナマコ育成)を実施した。

### ナマコ人工種苗放流試験

平成20年度より、北大等で研究している簡易放流試験礁に前年度生産したナマコ人工種苗を流し、その成長・生残状況を継続調査することで、未だ国内で確立していないマナマコ資源増殖策の可能性を研究している。H20では、H19に生産できた約1万尾のマナマコ人工種苗を港内の2試験区に簡易種苗放流試験礁を設置し、人工種苗を潜水放流後、その成長・生残状況を継続調査しており、21年5月現在約20%以上の推定残留率となっている。

#### ・今後の見込み：

今後、定着性資源の持続的な開発・利用を行い、生産を安定向上するためには、漁場モニタリングに基づく漁場環境収容力に対する余裕資源分について種苗放流を有効な手段として活用し、資源状況・漁場環境に応じた種苗放流・漁獲規制・外敵駆除・環境修復等を適宜組み合わせ、計画的な漁業生産を図る(包括的資源管理を進める)必要がある。また、マナマコ資源の持続的な開発・利用を進め、漁業生産の安定向上を図る。

### ③商業振興に対する取組み

#### I 地域資源活用事業

##### ・事業内容：

町内商業活性化のため、江差商工会を事業実施の受け皿とし、民間主導で地元の中小事業者を対に地場産品を活用した、観光客や地元の人にも人気の出そうな特産品の開発及びその特産品の販路拡大への支援を江差町の補助事業として実施。

##### ・実施主体：江差商工会

##### ・事業規模：1,500千円

##### ・成果：

地元の小規模事業者が参加し地元産の商品を使い新たな商品を開発するとともに、札幌市などへの商品開発の研修会へ参加し、地元商品のアピールを行い、試食評価会で高い評価を受け「道産子プラザ」に商品のテスト販売を行い、さらに、テスト販売後も開発商品を継続販売している。販路拡大についても、札幌、函館の百貨店、大手スーパーに計11回にわたり物産展等での販売を実施した。

・今後の見込み：

札幌市、函館市などの道内都市部の物産展への継続的に参加し、東京、大阪、名古屋等の三大都市圏での販路拡大に取り組むため、旅行雑誌やテレビ等のメディアを使ったPR活動の実施や、インターネットを活用した販路拡大を図り、雇用の拡大を目指す。

(2) 関係省庁連携による地域再生の取組み

①地域再生基本方針に掲げる施策の実施

I 地域の雇用再生プログラムに掲げる施策の実施

a 「中小企業地域資源活用プログラム」

・事業内容：

北海道の「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」(国認定：平成19年8月31日)で指定する地域産業資源として、江差町の地域資源の登録認定を受けている。中小企業による活用計画が出てきた場合、助成制度等の活用が可能となっている。江差町で登録されている地域資源

農水産物 道南スギ、イカ、ナマコ、ヒノキアスナロ

加工品 ホッケ焼きカマボコ

観光資源 江差追分、いにしえ街道

・所管官庁：経済産業省

・事業実施期間：平成19年度から

b 観光圏整備事業（はこだて観光圏整備計画）

・事業内容

南北海道全18市町がさまざまなかたちで各地の資源を活用した観光振興に取り組んできているが、本圏域は、日本海、津軽海峡、内浦湾・太平洋に囲まれた数多くの海産物がとれる地域であり、さらには、豊富な農産物・畜産物のほか、酪農による乳製品を生産するなど、食材の宝庫であることから、今後は、「食」をキーワードに圏域一丸となったブランド化を推進し、地域の「食」と観光の融合とその相乗効果による観光圏全体の魅力向上や、他地域との競争力の強化を図るとともに、圏域の魅力を国内外に広くPRすることにより観光実の来訪と滞在を促進し、南北海道地域全体の観光振興・地域振興に資することを目的に、本計画を策定するものである。

南北海道18市町村

函館市・北斗市・松前町・福島町・知内町・木古内町・七飯町・鹿部町・森町・八雲町・長万部町・江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・せたな町・奥尻町・今金町

- ・所管官庁：国土交通省
- ・事業実施期間：平成21年度から平成26年度

## II 地域の雇用再生プログラム以外の地域再生基本方針に掲げる施策の実施

### a 地方の元気再生事業（内閣府）

歴史と文化の薫る「にしん街道」元気再生事業

- ・実施主体：松前・上ノ国・江差3町広域観光推進協議会
- ・事業内容：

にしん漁により繁栄した北海道日本海沿岸地域の伝統を活かし、「にしん」に関連する食文化、歴史的建造物、伝統芸能を活用した沿岸約700km30市町村の広域的な観光ルート「にしん街道」の開発に沿岸各地域が官民連携して取組み、新たな観光資源としての定着化を図る。

- ・所管官庁：内閣府（水産庁所管）
- ・事業実施期間：平成21年度

### b 農村漁村地域力発掘支援モデル事業（農林水産省）

- ・実施主体：古き良き江差の郷土づくり協議会
- ・事業内容：

事業テーマ

昔の自分に会える古き良きふるさと江差、「いにしえ街道」を伝承のステージに

事業概要

江差町の町の中心部「歴まち地区」は、かつてはヒバやニシンなどの多彩な商品の取引により栄えた江差町産業の発祥の地であり、まちづくり活動や祭事は、主に観光・商業者・漁業者が中心となって進められてきた。町の中心地区では、江戸時代末から昭和初期の建物が平成8年から平成16年かけて歴史を活かすまちづくり事業により再現され、再現した街並みは観光施設が多く集積していることから観光客が多く来ているが、江差町中心部と農林業、水産業及び商業の連携が薄くなっている。そこで、①農林漁業に関連した農山漁村の伝統文化の保全、復活等に向けた活動や②個性的で魅力ある地域固有の風景づく

り等に向けた活動、③農山漁村に存在する地域資源を活用した村おこしに係る活動等の事業計画により、取組みを推進している。

- ・ 所管官庁：農林水産省
- ・ 事業実施期間：平成21年度～平成25年度（平成22年度事業廃止）

#### c みなとオアシス事業

- ・ 実施主体：みなとオアシス江差運営協議会
- ・ 事業内容：

江差港マリーナや開陽丸青少年センターなどの施設を活用し、地域の活性化と賑わいを創出しようとするソフト事業を展開し、継続した取り組みが図れるよう推進するとともに、隣接する「歴史を生かすまちづくり地区（下町地区）」や「商店街地区（上町地区）」で活動する各まちづくり団体と連携を深め、江差三大まつり（「姥神大神宮渡御祭」「江差追分全国大会」「江差かもめ島まつり」）など多種多様なソフト事業と絡めながら、江差町市街地全体（上町・下町）としての機能的なつながりに配慮しつつ、地域が一体となったまちづくりに取り組む体制を構築し、親水空間を活かした観光・交流拠点づくりを目指す。

- ・ 所管官庁：国土交通省
- ・ 事業実施期間：平成22年度7月 認定予定

#### ②地域再生基本方針に掲げる施策以外の省庁施策の実施

- ・ 事業名：統合保育所整備
- ・ 事業主体：江差町
- ・ 事業内容：

核家族化の進行と夫婦共稼ぎ世帯の増加により、家庭や地域における養育環境が大きく変化し、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりが課題である。保育所の整備を進めることにより、女性の就職できる環境整備を実施した。市街地には、築30年を経過した保育園が3箇所あり、統廃合することとなった。園舎は、地場産材を修正構造材として活用し、内装材も木質化を図り、木の香りあふれる温かみのある施設となっている。

- ・ 総事業費：2億5,583万円  
建物 木造平屋建て 642.68㎡ 定員 170名
- ・ 所管官庁：厚生労働省・総務省（過疎債、施設整備事業債の活用）

・事業実施期間：平成19年度～平成20年度

6 計画期間

認定の日から平成25年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

毎年、事業年度の3月末に、協議会にて事業評価する。なお、評価に基づき次年度事業計画は随時見直しを行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし